

社会福祉法人冷水福祉会

役職員等非常勤者の費用弁償に関する規程

第1条 社会福祉法人冷水福祉会（以下「本会」という。）の業務のために会議等に出席する役員、評議員、評議員選任・解任委員及び役員以外の者（以下「役職員等」という。）で非常勤の者に費用弁償として別表によりこれを支給する。

第2条 役職員等が本会の業務のために旅行したときは、その旅費について、本会の旅費の支給規程を適用してこの規程の費用弁償にかえるものとする。

別表

職名	日当	備考
役員 評議員 評議員選任・解任委員	5,000円	会議出席 半日分相当
	8,000円	会議出席 一日分相当
その他の者	5,000円	会議出席 半日分相当
	8,000円	会議出席 一日分相当

付則

この規程は平成11年12月17日より施行する。

この規程は平成16年11月18日、一部改定する。

この規程は平成28年4月1日、一部改定する。

この規程は平成29年4月1日、一部改定する。